

社会保障協定締結による日系企業の 社会保険料負担軽減額の推計

— フランスの日系企業の場合 —

御 船 洋

はじめに

- 1 フランスに進出している日系企業の実態
 - 1-1 フランスの在留邦人数
 - 1-2 フランスに進出している日系企業数
- 2 フランスの日系企業への派遣従業員数の推計
 - 2-1 年代別・男女別派遣従業員数の推計
 - 2-2 産業中分類による業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計
- 3 フランスの公的年金制度の概要
- 4 フランスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の推計
 - 4-1 業種別・年代別・男女別賃金の推計
 - 4-2 社会保険料負担軽減額の推計

おわりに

はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計」(外務省領事局政策課)によれば、外務省が海外の日系企業数(拠点数¹⁾)の統計を取り始めた2005年に約3.5万(拠点)だったものが、2018年に

1) 「拠点数」とは、事業所の数を表す。例えば同一企業が同じ国の3都市に支店を持つ場合、拠点数は3とカウントされる。したがって、通常、企業数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「〇社」と数えて表記することとする。

は約7.8万(拠点)へと、2.2倍になっている。それに伴って、海外在留邦人数も増加し、2005年に約101万人だったものが、2018年には約139万人へと、30%以上増加している。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の1つが社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の2つの問題が生じる。

①二重加入、二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

②年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間(公的年金が受給できるための加入期間)を設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つまり、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この2つの問題を回避するために2国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement)である。社会保障協定が結ばれると、海外派遣従業員の相手国滞在期間が原則5年以内であれば、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から（老齢）年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる²⁾。

日本は、現在（2020年10月現在）、23か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国の20か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア、スウェーデン、フィンランドの3か国である³⁾。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、フランス（2005年2月25日署名、2007年6月1日発効⁴⁾）を取り上げ、フランスに進出している日系企業が日・仏社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

議論は次の順序で行う。まず1節で、フランスにおける日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次に2節で、それを踏まえてフランスの日系企業で働いている派遣従業員数を、業種別・年代別・男女別に推計する。続いて3節で、フランスの公的年金制度についてその概要を説明する。

-
- 2) これらの問題についてのより詳しい説明は、御船（2010）（2018a）を参照せよ。
 - 3) 23か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである（2019年9月23日署名）。署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算算の措置は発動しない。署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定（2017年1月30日署名）が2019年7月1日に、中国との社会保障協定（2018年5月9日署名）が2019年9月1日に、それぞれ発効した。なお、23か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の4か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の19か国との社会保障協定には両方が含まれている。
 - 4) フランスとの社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」であるが、以下では「日・仏社会保障協定」と略称する。

最後に4節で、2節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることによって、フランスへの海外派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、日・仏社会保障協定において適用対象となっているフランスの公的年金保険を含む各種の社会保険の保険料率を用いて社会保険料の金額を求め、それらを集計して最終的に海外派遣従業員全体の社会保険料の合計金額(日系企業の社会保険料負担軽減額)を推計する。

なお、本研究の先行研究と言えるものは、筆者自身の研究⁵⁾を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会(経団連)は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を4回出しているが⁶⁾、そのうち2006年10月に発表された意見書「社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN、EU、中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国(イタリア、スイス、フランス、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、フィリピン

-
- 5) 御船(2010)(2018a)(2018b)(2019a)(2019b)(2019c)(2019d)(2020a)(2020b)(2020c)(2020d)を参照されたい。
- 6) 「社会保障協定の早期締結を求める」(2002年9月17日)、「社会保障協定の一層の締結促進を求める」(2006年10月17日)、「社会保障協定に関する要望」(2011年6月14日)、「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」(2018年6月19日)の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておく、経団連は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに2005年に公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため(注3)を参照)、日系企業の派遣従業員の派遣期間が5年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

ン、オーストリア、メキシコ、ポーランド、ギリシャ、アルゼンチン、ベネズエラ)で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011年6月の意見書「社会保障協定に関する要望」において、社会保障協定発効済の12か国(当時は12か国だった)における社会保険料の負担軽減効果は合計で約770億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の1つである⁷⁾。

1 フランスに進出している日系企業の実態

1-1 フランスの在留邦人数

「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」によれば、2016年10月1日現在におけるフランスの在留邦人数は41,641人であり、その内訳は表1の通りである。

ここで「在留邦人」とは、海外(本稿の場合にはフランス)に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもりの方を指す。一方「永住者」とは、(原則として)当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す(住民票という「世帯主」に相当する)。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されて

7) 実には、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は、ほとんどすべての社会保障協定について政府の試算結果が公表されている。多くの場合、その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは(試算時期の違い等もあって)経団連等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケースが多い。

表1 フランスの在留邦人数 (2016年10月1日現在)

在留タイプ	総数 (=a ₁ +a ₂)	男性 (a ₁) (=b ₁ +c ₁)	女性 (a ₂) (=b ₂ +c ₂)	本人 (b) (=b ₁ +b ₂)	男性 (b ₁)	女性 (b ₂)	同居家族 (c) (=c ₁ +c ₂)	男性 (c ₁)	女性 (c ₂)
永住者	8,062	2,478	5,584	4,193	511	3,682	3,869	1,967	1,902
長期滞在者	33,579	13,044	20,535	20,538	7,644	12,894	13,041	5,400	7,641
民間企業関係者	7,644	3,862	3,782	3,830	2,532	1,298	3,814	1,330	2,484
報道関係者	213	98	115	106	66	40	107	32	75
自由業関係者	4,041	1,771	2,270	2,417	1,131	1,286	1,624	640	984
留学生・研究者・教師	11,570	3,686	7,884	8,859	2,503	6,356	2,711	1,183	1,528
政府関係職員	1,378	687	691	656	437	219	722	250	472
その他	8,733	2,940	5,793	4,670	975	3,695	4,063	1,965	2,098
在留邦人全体	41,641	15,522	26,119	24,731	8,155	16,576	16,910	7,367	9,543

(2) 年代別 (単位:人)

年代	総数	性別	
		男性	女性
60歳以上	3,811	1,516	2,295
50歳代	3,778	1,146	2,632
40歳代	8,283	2,188	6,095
30歳代	9,158	2,958	6,200
20歳代	5,695	2,224	3,471
20歳未満	10,916	5,490	5,426
在留邦人全体	41,641	15,522	26,119

(出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

いる者」を指す。

さて、表1-(1)によれば、フランスの在留邦人数41,641人のうち、永住者は8,062人(19.4%)、長期滞在者は33,579人(80.6%)である。前年(2015年)と比べてみると、在留邦人数は1,333人(3.3%)増加しているが、その内訳は、永住者が174人(前年比2.2%増)、長期滞在者が1,159人(同3.6%増)の増加となっている。また、10年前(2006年)と比べてみると、在留邦人数は10,778人(34.9%)増加しており、その内訳は、永住者が1,898人(30.8%)の増加、長期滞在者が8,880人(36.0%)の増加となっている。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

- (ア) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸(船舶、航空)、土木、建設、
広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営
利企業およびその関連団体の職員(現地採用職員を含む。以下同じ)
- (イ) 経済団体(NGO、NPO等を含む)の職員
- (ウ) 外国企業(本邦における支社や現地法人の有無を問わない)の職員

「報道関係者」とは、以下の者を指す。

- (エ) 新聞、雑誌、放送、通信社など報道機関の特派員
- (オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので、自由業や自営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので、ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに、分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表1-(1)における分析対象は、民間企業関係者(7,644人)のうちの「本人」と報道関係者(213人)のうちの「本人」の合計であり、その人数は、3,936人である。その男女別内訳は男性が2,598人、女性が1,338人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数を見ると(表1-(2)), 20歳未満が最も多く(10,916人, 26.2%), 次いで30歳代(9,158人, 22.0%), 40歳代(8,283人, 20.0%)の順になっていることがわかる。

1-2 フランスに進出している日系企業数

次に、表2に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認しておこう。

まず「日系企業」とは、本邦企業(または日本人)が出資している海外の企業を指す。日系企業は、大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり、日本国内に登録されている(本社がある)企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所、出張所等」の2つに区分される。一方、現地法人企業とは、本邦企業(または日本人)が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は、さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。

本邦企業が海外に設立した現地法人は、「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業)」の2つを指す。なお、本邦企業が100%出資した現地法人は、「本店」と「支店、駐在員事務所、出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外で興した企業」とは、日本人が、本邦企業とは関係なく、海外に渡って興した企業を指す。

表2-(1)によれば、2016年10月現在、フランスに進出している日系企業数(拠点数)は702社である。2006年10月には296社であったから、この10年間で2.4倍に増えたことになる。また、日系企業のフランスへ

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

表2 フランスに進出している日系企業数（2016年）【1】

(1) 進出形態別企業数 (単位:社, %)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	100	14.2
支店	41	5.8
駐在員事務所, 出張所等	59	8.4
現地法人企業	592	84.3
本店	266	37.9
支店, 駐在員事務所, 出張所等	181	25.8
合弁企業	44	6.3
日本人が海外で興した企業	101	14.4
区分不明	10	1.4
合計	702	100.0

(2) 産業別企業数 (単位:社, %)

産 業	企業数	割合
農業, 林業	1	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.1
建設業	4	0.6
製造業	252	35.9
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.1
情報通信業	31	4.4
運輸業, 郵便業	36	5.1
卸売業, 小売業	155	22.1
金融業, 保険業	19	2.7
不動産業, 物品賃貸業	3	0.4
学術研究, 専門・技術サービス業	54	7.7
宿泊業, 飲食サービス業	51	7.3
生活関連サービス業, 娯楽業	15	2.1
教育, 学習支援業	5	0.7
医療, 福祉	12	1.7
複合サービス事業	13	1.9
サービス業 (他に分類されないもの)	18	2.6
分類不能の産業	6	0.9
区分不明	18	2.6
合計	702	100.0

(出所) 表1と同じ。

の進出形態では、現地法人企業が多いことがわかる(全体の84.3%)。さらに、「日本人が海外で(フランスで)興した企業」が101社あり、全体の14.1%を占めている点も注目される⁸⁾。

一方、表2-(2)で産業別進出企業数を見ると、「製造業」、「卸売業、小売業」に属する企業数が多く、この2つの産業に分類される企業数は、進出企業全体の6割弱(58.0%)を占めている。

ところで、以上は、外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」に基づくデータ(以下「外務省データ」と言う)であるが、実は、フランスの日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ(以下「東洋経済データ」と言う)である。2016年10月現在のフランスの日系企業数について、東洋経済データを示したものが表3である。

表2と表3を比較すると、企業数が全く異なっていることに気付く。表2の外務省データは、各国在外公館(本稿の場合はフランスの日本大使館等)が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して、表3の東洋経済データは、東洋経済新報社が国内の企業(6,500社余り)へのアンケート調査で得た情報を集計したものであるが、回収率は50%台である。未回答の部分については他の資料や取材によって補っているとのことであるが、表2の外務省データと比べると、表3の東洋経済データでは現地法人数は外務省データの約7割、本邦企業の支店・駐在員事務所数は外務省データの約5割しかカバーされていない。

また、表2と表3の産業別企業数を比較してみると、次の2点に気付く。第1に、外務省データにあって東洋経済データにない産業がいくつかある。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複

8) 「日本人が海外で興した企業」で働く人は、日本の企業から派遣されたわけではないから、厳密に言えば、この人たちを派遣従業員と呼ぶのは適当ではないが、社会保険料負担額(軽減額)を推計するという本稿の分析目的からすれば、彼らを他の派遣従業員と同等に扱っても差し支えないと思われる。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

表3 フランスに進出している日系企業数（2016年）【2】

(1) 進出形態別企業数		(単位：社、%)	
進出形態	企業数	割合	
本邦企業	48	10.4	
現地法人企業	414	89.6	
合計	462	100.0	

(2) 産業別企業数						(単位：社)
産業	本邦企業数	現地法人企業数	合計	派遣従業員のいない企業数	派遣従業員のいる企業数	
農業、林業		1	1		1	
建設業	1		1		1	
製造業	22	136	158	22	136	
電気・ガス・熱供給・水道業	1		1		1	
情報通信業	2	17	19	1	18	
運輸業、郵便業	5	12	17	4	13	
卸売業、小売業	5	189	194	50	144	
金融業、保険業	8	5	13	2	11	
不動産業、物品賃貸業		4	4	2	2	
学術研究、専門・技術サービス業		24	24	4	20	
宿泊業、飲食サービス業	1	2	3	1	2	
生活関連サービス業、娯楽業	2	7	9	2	7	
サービス業（他に分類されないもの）	1	17	18	1	17	
合計	48	414	462	89	373	

(注1) 「本邦企業」には、支店、駐在員事務所、出張所等を含む。

(注2) 「現地法人企業」には、本店、支店、駐在員事務所、出張所等、合併企業、日本人が海外で興した企業を含む。

(出所) 東洋経済新報社データベース営業部「海外進出企業データ・テキスト版」(2017年版)。

合サービス事業」、「分類不能の産業」、「区分不明」がそれである。第2に、外務省データと東洋経済データの両方に出て来る産業のうち、「卸売業、小売業」と「不動産業、物品賃貸業」の企業数は東洋経済データの方が多いが、その他の産業では外務省データの方が多。

本稿の分析目的がフランスにおける日系企業の社会保険料負担額（社会保障協定による社会保険料負担軽減額）を推計することであり、そのためには各企業の派遣従業員の賃金水準を推計する必要があるため、個別企業名を

知ることは極めて重要である。外務省データには個別企業のデータが一切ないことを考慮すると東洋経済データの利用は必須である。

以上の点を踏まえ、フランスに進出している日系企業数については、次のように処理することとした。

- ①産業ごとに外務省データと東洋経済データを比較し、より多い方の企業数を採用する。
 - ②派遣従業員がいないことがわかっている企業は企業数にカウントしない。
- その結果をまとめたものが表4である。すなわち、われわれは、フランスの日系企業数(2016年)を654社とする。

表4 フランスに進出している日系企業数(2016年)【3】

(単位:社, %)

産 業	企業数	割合
農業, 林業	1	0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.2
建設業	4	0.6
製造業	230	35.2
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.2
情報通信業	30	4.6
運輸業, 郵便業	32	4.9
卸売業, 小売業	144	22.0
金融業, 保険業	17	2.6
不動産業, 物品賃貸業	3	0.5
学術研究, 専門・技術サービス業	50	7.6
宿泊業, 飲食サービス業	50	7.6
生活関連サービス業, 娯楽業	13	2.0
教育, 学習支援業	5	0.8
医療, 福祉	12	1.8
複合サービス事業	13	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	17	2.6
分類不能の産業	6	0.9
区分不明	18	2.8
合 計	654	100.0

(出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。東洋経済新報社データベース営業部「海外進出企業データ・テキスト版」(2017年版)。

2 フランスの日系企業への派遣従業員数の推計

2-1 年代別・男女別派遣従業員数の推計

前節において、フランスの日系企業の総数および派遣従業員総数を確認した。次に、われわれは、各企業で何人の人が働いているかを把握しなければならない。そのための参考になるのが東洋経済データであるが、前述したように。東洋経済データには個別企業名が載っているものの、カバーしている企業の範囲に限界がある。しかも、東洋経済データに企業名が載っていても、派遣従業員数が明記されていないケースが圧倒的に多い。残念ながら、個別データがない以上、企業別の派遣従業員の実数を把握できない。そこで、なんらかの代替的方法で推計しなければならない。以下では、その推計方法を述べる。

フランスの日系企業に派遣されている日本人従業員数を年代別・男女別に推計するにあたり、われわれは以下のような仮定を置く。

仮定1：民間企業派遣従業員（本人）の派遣期間は全員5年以内である。

すなわち、民間企業派遣従業員（本人）は、全員が日・仏社会保障協定の適用対象となると仮定するのである。

仮定2：民間企業派遣従業員の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を60歳と考えると、60歳以上の高齢の海外派遣従業員（本人）はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方、20歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣従業員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定

の下、われわれは、20歳代以上60歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員の総数3,936人は、全員20歳代から50歳代の人たちであるとみなすのである。

次に、民間企業派遣従業員の総数3,936人が年代別にどのように分布しているかを男女別に推計する。ここでは次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定3：民間企業派遣従業員（男女別）の年代別分布は、在留邦人（男女別）の（20歳代から50歳代までの）分布と同一である。

表1-(2)より、男性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は8,516人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が26.1%、30歳代が34.7%、40歳代が25.7%、50歳代が13.5%となる。この割合を男性の民間企業派遣従業員総数である2,598人に当てはめて計算すると、男性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20歳代が678人、30歳代が902人、40歳代が668人、50歳代が350人となる⁹⁾。

同様に表1-(2)より、女性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は18,398人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が18.9%、30歳代が33.7%、40歳代が33.1%、50歳代が14.3%となる。この割合を女性の民間企業派遣従業員総数である1,338人に当てはめて計算すると、女性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20歳代が253人、30歳代が451人、40歳代が443人、50歳代が191人となる。

9) 計算の過程で小数点以下の端数が出るが、それを調整して整数にしている。以下同様。

2-2 産業中分類による業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計

次に、民間企業派遣従業員がどの産業の従業員かを推計する。フランスに進出している日系企業 654 社の産業別企業数は表 4 の通りであるが、日本標準産業分類によれば、表 4 の産業の分類は「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業（以下「業種」と言う）における派遣従業員数の推計を行う。業種別派遣従業員数を推計するにあたり、以下の仮定を置く。

仮定 4：業種別企業数の分布と業種別派遣従業員数の分布は同じである。

例えば産業大分類の「製造業」に属する業種「化学」について、20 歳代男性の派遣従業員数を求めてみよう。20 歳代男性の派遣従業員総数は、仮定 3 に基づく計算によって 678 人であることがわかっている。そこで、これに仮定 4 を加味して計算した結果、化学製造業の 20 歳代男性の派遣従業員数は 33 人となる。

以上と同様なやり方ですべての業種の男女別派遣従業員数を推計することができる¹⁰⁾。これらの推計結果をまとめたものが表 5 である。この表に記載されている計数のうち、確定値は民間企業派遣従業員の男性の人数 (2,598 人) と女性の人数 (1,338 人) と合計人数 (3,936 人) だけであり、他の数値はすべて、上記 1 から 4 までの仮定を置いたうえで算出した推計値である。

以上で、フランスにおける業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の従業員の賃金を推計す

10) 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の全従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

表5 フランスの日系企業の業種別・

産 業	業 種	企業数	20 歳代	
			男性	女性
農業、林業	農林水産	1	1	
鉱業、採石業、砂利採取業		1	1	
建設業		4	4	1
製造業	食料品	20	21	8
	繊維・衣服	7	7	3
	化学	32	33	12
	医薬品	10	10	4
	ゴム製品	3	3	1
	ガラス・土石	5	5	2
	鉄鋼	2	2	1
	非鉄金属	3	3	1
	金属製品	5	5	2
	機械	39	41	15
	電気機器	39	41	15
	輸送機器	36	37	14
	精密機器	12	13	5
	他製造業	17	18	7
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	8	8	3
情報通信業	通信・放送	7	7	3
	情報・システム	18	19	7
	映像・音楽	5	5	2
運輸業、郵便業	貨物運送	12	13	5
	航空	8	8	3
	倉庫・物流	12	13	5
卸売業、小売業	総合卸売	5	5	2
	繊維・衣服卸売	2	2	1
	食料品卸売	5	5	2
	化学卸売	16	17	6
	医薬品卸売	8	8	3
	ガラス・土石卸売	1	1	
	鉄鋼・金属卸売	2	2	1
	機械卸売	33	34	13
	電気機器卸売	34	35	13
	輸送機器卸売	9	9	3
	精密機器卸売	17	18	7
	他卸売	7	7	3
	各種商品小売業	5	5	2
	金融業、保険業	銀行	9	9
貸金・信販・カード		2	2	1
投資業等		3	3	1
生命保険、損害保険		3	3	1
不動産業、物品賃貸業	不動産	2	2	1
	リース	1	1	
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	3	3	1
	統括会社	37	38	14
	広告	10	10	4
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	25	26	10
	飲食・外食	25	26	10
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業	13	14	5
教育、学習支援業	職業教育	5	5	2
医療、福祉		12	13	5
複合サービス事業		13	14	5
サービス業（他に分類されないもの）	人材派遣・業務請負 その他のサービス業	1 16	1 17	 6
公務（他に分類されるものを除く）		6	6	2
区分不明		18	19	7
	合 計	654	678	253

(注)「業種」の表記は東洋経済データにおける分類表記である。以下の表6、表8～10についても同様。(出所)表4と同じ。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

年代別・男女別派遣従業員数（2016年）

（単位：人）

30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
男性	女性	男性	女性	男性	女性			
1	1	1	1			3	2	5
1	1	1	1			3	2	5
5	3	4	3	2	1	15	8	23
28	14	21	14	11	6	81	42	123
10	5	7	5	4	2	28	15	43
44	22	33	22	17	9	127	65	192
14	7	10	7	5	3	39	21	60
4	2	3	2	2	1	12	6	18
7	3	5	3	3	1	20	9	29
3	1	2	1	1	1	8	4	12
4	2	3	2	2	1	12	6	18
7	4	5	3	3	1	20	10	30
54	27	40	26	21	11	156	79	235
54	27	40	27	21	11	156	80	236
50	25	37	24	19	11	143	74	217
17	8	12	8	6	4	48	25	73
23	12	18	12	9	5	68	36	104
11	6	8	5	4	2	31	16	47
10	5	7	5	4	2	28	15	43
25	12	19	12	10	5	73	36	109
7	3	5	3	3	1	20	9	29
17	8	12	8	6	4	48	25	73
11	6	8	6	4	2	31	17	48
17	8	12	8	6	4	48	25	73
7	3	5	3	3	1	20	9	29
3	1	2	1	1	1	8	4	12
7	4	5	3	3	1	20	10	30
22	11	16	11	9	5	64	33	97
11	6	8	6	4	2	31	17	48
1	1	1	1			3	2	5
3	1	2	1	1	1	8	4	12
45	23	34	22	18	10	131	68	199
47	23	35	23	18	10	135	69	204
12	6	9	6	5	3	35	18	53
2	12	18	12	9	5	68	36	104
10	5	7	5	4	2	28	15	43
7	4	5	3	3	1	20	10	30
12	6	9	6	5	3	35	18	53
3	1	2	1	1	1	8	4	12
4	2	3	2	2	1	12	6	18
4	2	3	2	2	1	12	6	18
3	1	2	1	1	1	8	4	12
1	1	1	1			3	2	5
4	2	3	2	2	1	12	6	18
51	26	38	25	20	11	147	76	223
14	7	10	7	5	3	39	21	60
34	17	26	17	13	7	99	51	150
34	17	26	17	13	7	99	51	150
18	9	13	9	7	4	52	27	79
7	3	5	3	3	1	20	9	29
17	8	12	8	6	4	48	25	73
18	9	13	9	7	4	52	27	79
1	1	1	1			3	2	5
22	11	16	11	9	5	64	33	97
8	4	6	4	3	2	23	12	35
25	12	19	12	10	5	73	36	109
902	451	668	443	350	191	2,598	1,338	3,936

ることであるが、その前に、次節でフランスの公的年金制度について概観しておこう。

3 フランスの公的年金制度の概要

本節では、フランスの公的年金制度の概要を説明する¹¹⁾。

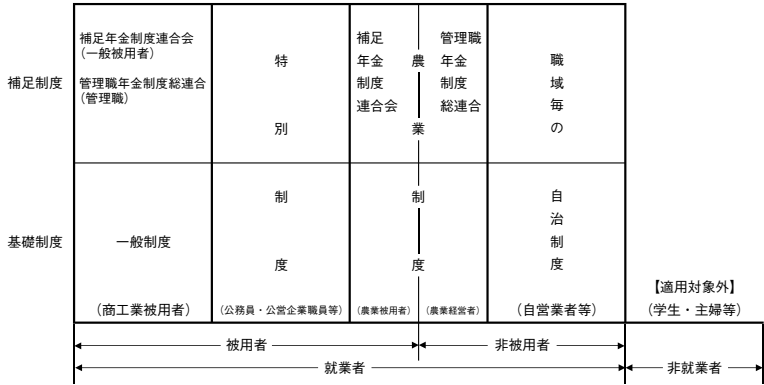
フランスの公的年金(老齢年金)制度は、2階建ての構造になっている¹²⁾。基礎制度(régimes de base)と呼ばれる1階部分は職業に応じた職域年金であり、数多くの年金が分立している。就労者は強制加入であるが、学生や主婦等の非就労者は適用対象外である(ただし、任意加入はできる)。2階部分は補足制度(régimes complémentaires)と呼ばれ、文字通り、基礎制度を補完するために設置されたものである。補足制度も就労者は強制加入である。

また、この2階建て構造の公的年金体系は、民間被用者、公務員・公営企業職員、農業被用者等の被用者向けのものと、農業経営者や自営業者等の非被用者向けのものに二分される。以上要するに、フランスの公的年金制度の体系は、図1のように大きく4つに分類することができる。

1階部分の基礎制度のうち、商工業の民間被用者を適用対象とする年金制度は「一般制度」(régime général)と呼ばれる。公務員(国、地方)と国鉄職員等の公共・準公共部門の被用者を適用対象とする年金制度は「特別制度」(régimes spéciaux)と呼ばれる。また、農業従事者を適用対象とする年金制度は「農業制度」と呼ばれ、自営業者等の非被用者を対象とする年金制度は「非被用者制度」と呼ばれる¹³⁾。

-
- 11) 以下の説明は、笠木(2016)、加藤(1999)、厚生労働省[編](2017)、嵩(2007)、Social Security Administration(2016)等に多くを負っている。
 - 12) その他に任意加入の企業年金制度(「付加制度」(régimes supplémentaires))もあり、それを含めると3階建てになるが、強制加入の公的年金制度は2階までである。
 - 13) 図1にも示されているように、農業従事者には被用者である農業労働者と非被用者である農業経営者の両方が含まれている。

図1 フランスの公的年金制度



(出所) 厚生労働省 (2017), 笠木 (2016), 嵩 (2007), 加藤 (1999), Social Security Administration (2016) を元にして筆者作成。

2 階部分の補足制度が、4 つの基礎制度の上にそれぞれ乗っている。ただし、公務員・公営企業職員等が加入する年金制度は一般制度と補足制度を合わせて特別制度と呼ばれている。

4 つの年金制度は職域年金制度ごとに運営機関が分かれている。商工業被用者が加入する一般制度は、保険料徴収機関（社会保障機関中央資金管理事務所）と給付機関（基礎制度は全国老齢保険金庫 (Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse: CNAV), 補助制度は補足年金制度連合 (Association pour le Régime de Retraite Complémentaire des Salariés: ARRCO)）が異なっているが、他の3制度は、給付機関が保険料も徴収している。商工業被用者と農業被用者の補足制度は補足年金制度連合が運営するが、商工業経営者と農業経営者の補足制度は管理職年金制度総連合 (Association Générale des Institutions de Retraite des Cadres: AGIRC) が運営する。

以下では、われわれの分析対象と最も関連の深い商工業被用者が加入する一般制度と補足制度に焦点を絞って説明しよう。

まず一般制度について。一般制度の保険料は2種類に分かれている。① 上限報酬限度額までの賃金に掛かる保険料と②賃金全額に掛かる保険料で

ある。①は老齢年金の財源となり、②は遺族年金の財源となる。2016年における上限報酬限度額は月額3,218ユーロ(約38万7,000円)である¹⁴⁾。保険料率は、①の場合が15.45%(そのうち被用者負担が6.9%、事業主負担が8.55%)、②の場合が2.2%(そのうち被用者負担が0.35%、事業主負担が1.85%)である。換言すれば、被用者の保険料は、上限報酬限度額までの6.9%と賃金全額の0.35%の合計となり、事業主の保険料は、上限報酬限度額までの8.55%と賃金全額の1.85%の合計となる。したがって、上限報酬限度額までの労使合計の保険料率は17.65%となる。なお、2016年の一般制度の財源のうち保険料収入の割合は62.3%であり、残りの37.7%は国庫負担である。

2016年における一般制度の支給開始年齢は61歳、満額支給開始年齢は67歳である。ただし、これらは、被保険者の生年月日によって異なり、1951年6月30日以前に生まれた人については、支給開始年齢は60歳、満額支給開始年齢は65歳である。

年金受給のための最低加入期間は3か月(1四半期)であるが、満額受給するための保険料拠出期間は被保険者の生年月日によって異なる。すなわち、生年月日が1950年以前の人には150~162四半期、1951年~1972年生まれの人には163~171四半期、1973年以後に生まれた人では172四半期となっている。なお、年齢と保険料拠出期間に応じて老齢年金の繰上受給が可能である。例えば、1955年生まれで保険料拠出期間が174四半期以上であれば、56歳4か月から受給できる。

年金給付額は以下の式で算定される。

$$\text{年金給付額(年額)} = \text{基準賃金年額} \times \text{給付率} \times \text{拠出期間} / \text{満額拠出期間} \\ + \text{加算額}$$

上式において、基準賃金年額とは、過去の拠出期間の中で最も賃金の高

14) IMF Data (<https://data.imf.org/regular.aspx?key=61545862>) により、2016年の平均為替レートを1ユーロ=120.3円として計算した。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

い 25 年間分の平均賃金額を指す。給付率は、被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じて異なり、50%～37.5%の範囲で決まる。例えば、満額年金を受給するのに必要な期間（満額拠出期間）拠出し、かつ 67 歳から受給する場合には最高の 50% となる。給付率の下限は生年ごとに設定されていて 37.5% は 1953 年以降に生まれた人に適用される。1953 年より前に生まれた人はこれより低い率となり、例えば 1948 年生まれの人の下限は 31.25% である。

また、満額拠出期間も生年ごとに設定されていて、例えば 1948 年生まれの人は 160 四半期（40 年）であるが、1973 年以降に生まれた人は 172 四半期（43 年）となっている。

加算には育児加算と介護加算がある¹⁵⁾。

次に補足制度について。先に、補足制度には一般被用者向けの制度（ARRCO が運営）と管理職向けの制度（AGIRC が運営）があると述べたが、ここで注意を要するのは、実は補足制度は、一般被用者と管理職とを問わず従業員全体が対象なる部分（第 1 層）と、一般被用者と管理職が別々に対象とされる部分（第 2 層）の 2 層になっているという点である。第 1 層と第 2 層の一般被用者対象の部分は ARRCO が運営し、第 2 層の管理職対象の部分は AGIRC が運営する、という構造になっている。

第 1 層部分の保険料率は、一般制度と同じ上限報酬額（3,218 ユーロ）の範囲で、被用者が 3%、事業主が 4.65% 負担する。労使合計の保険料率は 7.65% となるが、労使の負担割合は 4 対 6 になっている。

第 2 層部分における保険料率は少々複雑である。ARRCO が運営する一般被用者が対象の制度においては、上限報酬額（3,218 ユーロ）の 3 倍までの範囲内で、第 1 層と同じ保険料率、同じ負担割合で保険料を負担する。

15) その他に配偶者加算があったが、2011 年 1 月に廃止された。ただし、廃止前の 2010 年 12 月 31 日現在で受給していた人には廃止後も継続して支給されている。

すなわち、被用者負担が6.9%、事業主負担が8.55%である。AGIRCが運営する管理職が対象の制度は、さらにB区分とC区分に分けられる。B区分は、上限報酬額(3,218ユーロ)の4倍までの範囲内で、被用者が7.8%、事業主が12.75%の保険料率(合計20.75%)で保険料を負担する。C区分は、上限報酬額の4倍以上8倍まで範囲内で20.75%の保険料が課されるが、労使の負担割合は各企業の労働協約に行って決めることができる。

補足制度における年金の支給開始年齢は労働協約によって異なるが、2016年における平均支給開始年齢は、AARCOの場合が男性62歳2か月、女性62歳5か月であり、AGIRCの場合が男性62歳2か月、女性62歳8か月であった。

補足制度における年金給付額は、被保険者の現役時代に生じたポイント数に1ポイントあたりの価値を掛けた金額となる。ちなみに被用者の1ポイントの価値は1.25ユーロ、管理職の1ポイントの価値は0.43ユーロとして計算される。

2015年における一般制度と補足制度を合わせた年金の月平均給付額は1,334ユーロ(約16万円)であった。

4 フランスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

4-1 業種別・年代別・男女別賃金の推計

業種別・年代別・男女別賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金センサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別(5歳刻み)、男女別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されている。われわれは、こうしたデータを利用して、業種別・年代別・男女別賃金を推計したが、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

- ① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み(20歳代~50歳代)である。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

歳刻みである。したがって、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つの賃金をそれぞれの労働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値とした。

- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別（高校卒，高専・短大卒，大学・大学院卒）に賃金が記載されているが，外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで，便宜上，男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では，企業規模が3種類に分けられている（従業員1,000人以上，100～999人，10～99人）。フランスに進出している企業の規模はまちまちである。そこで，われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金（男女別，年代別）を調べ，それを計算のベースとした。なお，同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には，企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め，それを計算のベースとした¹⁶⁾。
- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には，同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用することでデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表6である。

16) 例えば，ある業種で日系企業が10社あり，そのうち7社が従業員1,000人以上（Aグループ）の企業，2社が従業員100～999人（Bグループ）の企業，1社が従業員10～99人（Cグループ）だとする。いま，20歳代男性の平均賃金がAグループの企業では W_A ，Bグループの企業では W_B ，Cグループの企業では W_C とすると，この業種の平均賃金を $(W_A \times 7 + W_B \times 2 + W_C \times 1) / 10$ で求めるのである。

表6 フランスに進出している日系企業の

産 業	業 種	日本標準産業分類の中分類における業種	企業数
農業、林業	農林水産	その他の製造業	1
鉱業、採石業、砂利採取業		鉱業、採石業、砂利採取業	1
建設業		総合工事業	4
製造業	食料品	食料品製造業	20
	繊維・衣服	繊維工業	7
	化学	化学工業	32
	医薬品	化学工業	10
	ゴム製品	ゴム製品製造業	3
	ガラス・土石	窯業・土石製品製造業	5
	鉄鋼	鉄鋼業	2
	非鉄金属	非鉄金属製造業	3
	金属製品	金属製品製造業	5
	機械	生産用機械器具製造業	39
	電気機器	電気機械器具製造業	39
	輸送機器	輸送用機械器具製造業	36
	精密機器	業務用機械器具製造業	12
	他製造業	その他の製造業	17
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	ガス業	8
情報通信業	通信・放送	通信業	7
	情報・システム	情報サービス業	18
	映像・音楽	映像・音楽・文字情報制作業	5
運輸業、郵便業	貨物運送	道路貨物運送業	12
	航空	航空運輸業	8
	倉庫・物流	運輸に附帯するサービス業	12
卸売業、小売業	総合卸売	各種商品卸売業	5
	繊維・衣服卸売	繊維・衣料等卸売業	2
	食料品卸売	飲食料品卸売業	5
	化学卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	16
	医薬品卸売	その他の卸売業	8
	ガラス・土石卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1
	鉄鋼・金属卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2
	機械卸売	機械器具卸売業	33
	電気機器卸売	機械器具卸売業	34
	輸送機器卸売	機械器具卸売業	9
	精密機器卸売	機械器具卸売業	17
	他卸売	その他の卸売業	7
	各種商品小売業	各種商品小売業	5
	金融業、保険業	銀行	銀行業
貸金・信販・カード		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	2
投資業等		金融商品取引業、商品先物取引業	3
生命保険、損害保険		保険業	3
不動産業、物品賃貸業	不動産	不動産取引業	2
	リース	物品賃貸業	1
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	専門サービス業 (他に分類されないもの)	3
	統括会社	専門サービス業 (他に分類されないもの)	37
	広告	広告業	10
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	宿泊業	25
	飲食・外食	飲食店	25
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業	その他の生活関連サービス業	13
教育、学習支援業	職業教育	その他の教育、学習支援業	5
医療、福祉		医療業	12
複合サービス事業		協同組合 (他に分類されないもの)	13
サービス業 (他に分類されないもの)	人材派遣・業務請負	職業紹介・労働者派遣業	1
	その他のサービス業	その他のサービス業	16
公務 (他に分類されるものを除く)		その他のサービス業	6
区分不明		その他のサービス業	18
合 計		その他のサービス業	654

- (注1) 企業規模の分類は次の通り。A：従業員1,000人以上。B：従業員100～999人。C：従業員
(注2) 企業規模別企業数の欄に※印が付いている産業は、当該産業に属する業種も企業規模も不明で
(注3) 『貸金センサス』には「農業・林業」の貸金データは掲載されていない。東洋経済データにおい
ここでは「その他の製造業」の貸金を用いた。
(注4) 「教育、学習支援業」の貸金は「その他の教育、学習支援業」の貸金を用いた。
(注5) 「医療、福祉」の貸金は「医療業」の貸金を用いた。
(注6) 「複合サービス事業」の貸金は「協同組合 (他に分類されないもの)」の貸金を用いた。
(注7) 「公務 (他に分類されるものを除く)」と「区分不明」の貸金は「その他のサービス業」の貸金
(出所) 『貸金センサス (平成28年貸金構造基本統計調査)』第2巻、『週刊東洋経済 臨時増刊 海外

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

業種別・年代別・男女別賃金（2016年）

（単位：千円）

企業規模別企業数			20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
A	B	C	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
		1	3,772	3,528	4,980	3,374	5,839	3,598	6,687	3,297
		※	4,299	3,607	5,146	4,581	6,204	3,899	6,721	4,162
	4		3,740	3,394	5,187	3,680	6,225	4,045	6,210	3,671
13	7		3,662	3,118	4,820	3,300	5,661	3,197	5,306	2,829
5	2		3,858	2,894	5,221	3,550	6,596	3,983	7,556	3,953
22	10		4,476	4,843	6,382	5,202	8,187	6,795	9,724	6,651
2	3	2	4,268	4,456	6,029	4,888	7,628	6,096	8,850	5,839
2	1		4,194	3,508	5,329	3,725	6,289	4,031	6,930	4,066
3	2		4,062	3,384	5,574	3,835	6,990	4,013	8,034	4,202
	2		3,893	3,259	5,033	3,692	5,895	3,973	6,326	3,815
3	3		4,454	3,489	6,133	4,480	7,809	5,243	8,919	5,669
2	3		4,102	3,119	4,885	3,605	5,918	3,821	6,588	3,888
24	13	2	4,295	3,568	5,110	4,143	5,914	4,714	6,695	4,836
27	10	2	4,296	3,599	5,801	3,723	7,466	4,040	8,388	4,150
29	7		4,450	3,880	6,112	4,570	7,672	5,346	8,555	5,663
9	3		4,188	3,488	5,867	3,786	7,292	4,719	8,547	4,882
8	9		4,133	3,798	5,692	3,924	7,081	4,644	7,868	4,311
8			4,828	4,729	8,144	6,057	9,866	6,839	10,041	7,424
7	7		4,342	3,643	6,276	4,652	8,507	5,011	8,155	5,219
13	5		4,606	4,195	6,557	5,164	8,047	5,654	9,047	5,889
	5		3,789	3,548	5,914	4,726	8,060	6,041	9,383	7,138
7	5		3,923	2,933	4,704	2,960	5,077	3,187	5,163	3,344
8			4,870	3,484	9,500	5,046	16,124	8,060	14,947	9,103
12			3,875	3,201	4,771	3,487	5,745	3,788	5,635	3,059
5			6,865	5,885	12,011	7,473	14,805	7,780	16,086	9,045
2	2		3,619	2,722	5,737	3,427	7,520	4,214	7,518	4,506
2	2	1	3,739	3,432	4,989	3,939	6,128	4,110	6,723	4,050
13	3		4,330	3,563	6,627	4,434	8,283	5,085	9,355	5,738
8			4,552	4,111	7,026	4,989	9,176	5,680	10,011	6,195
1			4,403	3,588	6,879	4,431	8,578	5,195	9,563	5,899
1	1		4,208	3,523	6,208	4,439	7,792	4,900	9,010	5,470
27	6		4,584	3,833	6,342	4,667	8,458	5,561	9,969	6,743
27	6	1	4,551	3,812	6,308	4,637	8,390	5,528	9,867	6,670
9			4,726	3,899	6,459	4,764	8,800	5,697	10,438	7,111
10	7		4,404	3,749	6,194	4,543	8,026	5,389	9,377	6,277
4	2	1	4,152	3,711	6,170	4,545	7,977	5,130	8,803	5,307
5			3,403	3,013	4,755	3,388	5,869	3,489	6,362	3,211
9	2		4,525	3,780	8,192	5,173	10,616	5,757	10,016	5,331
			4,090	4,003	6,290	4,797	8,413	5,928	8,122	5,263
3			5,743	4,947	11,836	7,371	15,697	8,305	14,099	8,885
3			5,660	3,470	8,793	4,037	11,574	4,264	10,085	4,683
1	1		4,777	3,681	7,254	4,239	8,575	5,438	9,209	4,351
	1		3,746	3,162	4,950	3,728	6,488	3,941	7,153	4,066
	3		4,178	4,202	5,816	4,852	7,361	4,923	8,640	6,985
35	2		5,495	4,642	7,532	6,052	10,276	5,681	9,191	6,527
10			6,451	5,056	10,878	6,211	13,965	10,240	14,368	12,662
25			3,093	2,893	4,401	3,695	5,634	3,960	6,141	3,539
7	6		3,022	2,688	3,985	2,757	4,418	2,989	4,707	2,886
7			3,516	3,121	5,033	3,936	6,192	4,162	6,319	4,318
5			3,476	3,364	5,056	4,249	6,865	5,172	8,069	4,880
	※		4,044	3,735	5,514	4,386	7,645	4,812	9,400	4,883
	※		3,269	3,038	4,363	3,540	5,543	3,833	6,237	3,707
	1		3,255	2,570	3,662	2,772	3,677	3,072	3,869	3,088
10	5	1	3,639	2,953	4,498	3,344	5,022	3,379	4,513	3,086
	※		3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
	※		3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110

10～99人。

ある。そこで、『賃金センサス』において「企業規模計」に記載されている賃金の額を利用している。て「農林水産」に分類されている企業名は「㈱サカタノタネ」であるが、当該企業の事業内容に鑑み、

を用いた。

進出企業総覧 2017（国別編）, 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（会社別編）』。

4-2 社会保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ、本節では、フランスにおける日系企業の社会保険料負担額(すなわち日・仏社会保障協定による社会保険料負担軽減額)を推計しよう。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定5：派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に出向する在籍出向である。

仮定6：派遣従業員の賃金は、国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

すなわち、例えば、食料品製造企業勤務の20歳代男性の場合、年平均賃金は366万2,000円であるが、20歳代男性従業員がフランスに派遣された場合にもこれと同額の賃金を受け取ると仮定するのである。

さて、日・仏社会保障協定において、フランスの日系企業に対して適用対象となっているのは公的年金保険の一般制度部分、医療保険、労災保険である。しかし、フランスの社会保険料納付の仕組みによって、上記の各保険の保険料に加え、公的年金保険の補足制度分の保険料および家族手当(日本の児童手当に相当)負担分が一括して徴収される。したがって、日・仏社会保障協定が締結されると、社会保障協定の対象となっている保険料だけでなく、その他の負担額も含め一括免除になる。そこで、われわれは、これらの一括免除になる金額を推計することにしよう。

フランスに進出している日系企業が負担を求められる社会保険料は表7のとおりである。

日・仏社会保障協定の締結によって、フランスの日系企業の負担が軽減される社会保険料の金額は、上記表5にまとめた業種ごとの派遣従業員数、表6にまとめた業種ごとの賃金額、表7にまとめた社会保険料率を突き合わせることによって推計できる。

表7 フランスの社会保険料の負担割合 (2016年)

(単位：%)

保険料等種類	被用者負担	事業主負担	算定基準
公的年金 (老齢年金) 保険 (一般制度) (遺族年金充当分)	6.90	8.55	上限報酬限度額までの賃金
公的年金 (老齢年金) 保険 (補足制度) (第1層・ARRCO) (第2層・ARRCO)	0.35	1.85	賃金全額
公的年金 (老齢年金) 保険 (補足制度) (第2層・AGIRC・B区分) (第2層・AGIRC・C区分)	3.10	4.65	上限報酬限度額までの賃金
公的年金 (老齢年金) 保険 (補足制度) (第2層・AGIRC・B区分) (第2層・AGIRC・C区分)	3.10	4.65	上限報酬限度額の3倍までの賃金
医療保険 (医療、出産、障害、死亡、連帯)	7.80	12.75	上限報酬限度額の4倍までの賃金
労災保険	7.80	12.75	上限報酬限度額の4倍以上8倍までの賃金
家族手当	0.75	13.10	賃金全額
	なし	2.38	賃金全額
	なし	3.45	SMICの3.5倍以下の賃金
	なし	5.25	SMICの3.5倍超の賃金

(注1) 原資料出所は、社会保障・家族手当保険料徴収連合 (URSAAF) ホームページ。フランス社会問題・保健省社会保障局 (DSS)。Les chiffres de la sécurité sociale (édition 2016)。
 (注2) 2016年の上限報酬月額月額は3,218ユーロ。年額は38,616ユーロ (約464万6,000円)。
 (注3) 老齢年金保険 (補足制度) の第1層・ARRCOの適用対象は、管理職を含む全従業員。第2層・ARRCOの適用対象は一般被用者のみ。
 (注4) 老齢年金保険 (補足制度) の第2層・AGIRC・C区分の適用対象は管理職のみ。
 (注5) 労災保険の保険料は、企業ごとに設定できるので特定できないが、ここでは全企業の平均値を使用する。
 (注6) SMICは「全産業一律最低賃金」(salaire minimum interprofessionnel de croissance)の略。2016年のSMICは時給9.67ユーロ (約1,163円) である (労働政策研究・研修機構 (2016) による)。これを1日8時間、1週40時間労働として月収に換算すると1,547.2ユーロ (約18万6,000円)、年収に換算すると18,566.4ユーロ (約223万4,000円) になる。
 (出所) 厚生労働省 [編] (2017)。一部筆者変更。

例えば、食料品製造企業勤務の20歳代男性の場合、年平均賃金366万2,000円は上限報酬限度額(464万6,000円)以下なので、公的年金保険の一般制度の年金保険料は366万2,000円に15.45%(被用者負担6.9%+事業主負担8.55%)を掛けて、年額約56万5,000円と計算される。一方、同じ食料品製造企業勤務の40歳代男性の年平均賃金566万1,000円は上限報酬限度額(464万6,000円)を上回っているため、年金保険料の算定基準額は上限報酬限度額となる。したがって、この場合の年金保険料は464万6,000円に15.45%を掛けて約71万7,000円と計算される。このような計算を、全産業、全業種の20歳代~50歳代の全男女について行えば、フランスの日系企業全体の一般制度の年金保険料負担総額が求まる。

前節で説明したように、そして表7を見てもわかるように、フランスの社会保険制度は複雑である。算定基準額に上限があるものとないものがある。また、適用対象が全従業員全体であるもの、一般被用者のみのもの、管理職のみのものがある。

例えば、公的年金保険の補足制度においては、第1層・ARRCOの適用対象は管理職を含む全従業員であるが、第2層・ARRCOの適用対象は一般被用者のみ、第2層・AGIRC(B区分、C区分)の適用対象は管理職のみである(表7の(注3)を参照)。

ちなみに、フランスの日系企業への業種別・年代別・男女別派遣管理職数は表8のとおり、また、管理職の業種別・年代別・男女別平均賃金は表9のとおりである。

これらの計数を用いて計算すると、フランスの日系企業の派遣従業員に係る社会保険料負担総額(すなわち、日・仏社会保障協定によって軽減される日系企業の社会保険料負担総額)は、約113.9億円となる(表10を参照)。

おわりに

本稿の目的は、2016年において、フランスに進出している日系企業が、

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

日・仏社会保障協定によって、どのくらいの社会保険料負担を免れているか、具体的に金額を推計することであった。データの制約が大きいため、われわれはいくつかの大胆な仮定（仮定1～6）を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は相当ラフなものと言わざるを得ない。さはさりながら、フランスにおける日系企業の社会保険料負担の軽減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計したフランスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額（約113.9億円）をどう評価するかはむずかしい。前述した、2006年に日本経済団体連合会等が中心となって海外の日系企業の社会保険料負担に関する実態調査の中には、フランスは含まれていない。これまでに得られた唯一の推計値は、注7)で言及した、各協定の国会提出時に政府（厚生労働省）が提示する試算であるが、それによれば、日・仏社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約110億円と推計されている¹⁷⁾。

この数値はわれわれの推計値とほぼ等しいが、第1に、政府の試算の時期がわれわれが推計の対象とした時期（2016年）よりも10年ほど前であり、1節で確認したように、この間、フランスに進出した日系企業数は2倍以上になり、在留邦人のうち、長期滞在者数は3割以上増加していること、第2に、フランスの社会保険制度が改定され、保険料率がアップしていること¹⁸⁾、第3に、当時の為替レートと2016年の為替レートが大きく異なること¹⁹⁾、第4に、注7)で言及したように、政府の試算については、使用データや推計方法等が一切明らかにされていないこと等を考慮すると、両者を単純に比較することには慎重でなければならない。

-
- 17) 政府の試算において使用されたデータは日・仏社会保障協定が締結された時期（2006～2007年頃）のものと思われる。植村（2019）を参照せよ。
 - 18) 例えば、公的年金（老齢年金）の一般制度の保険料のうち、上限報酬限度額までの賃金を算定基準とする保険料率は2006年では被用者負担分が6.65%（2016年では6.9%）、事業主負担分が8.3%（2016年では8.55%）であった。
 - 19) 注14)と同じIMF DATAによれば、2006年の平均為替レートは1ユーロ＝146.0円であった。

表8 フランスの日系企業への業種別・

産業	業種	企業数	20歳代	
			男性	女性
農業、林業	農林水産	1		
鉱業、採石業、砂利採取業		1		
建設業		4		
製造業	食料品	20		
	繊維・衣服	7		
	化学	32	1	
	医薬品	10		
	ゴム製品	3		
	ガラス・土石	5		
	鉄鋼	2		
	非鉄金属	3		
	金属製品	5		
	機械	39	1	
	電気機器	39	1	
	輸送機器	36	1	
	精密機器	12		
	他製造業	17		
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	8		
情報通信業	通信・放送	7		
	情報・システム	18		
	映像・音楽	5		
運輸業、郵便業	貨物運送	12		
	航空	8		
	倉庫・物流	12		
卸売業、小売業	総合卸売	5		
	繊維・衣服卸売	2		
	食料品卸売	5		
	化学卸売	16	1	
	医薬品卸売	8		
	ガラス・土石卸売	1		
	鉄鋼・金属卸売	2		
	機械卸売	33	1	
	電気機器卸売	34	1	
	輸送機器卸売	9		
	精密機器卸売	17	1	
他卸売	7			
	各種商品小売業	5		
金融業、保険業	銀行	9		
	貸金・信販・カード	2		
	投資業等	3		
	生命保険、損害保険	3		
不動産業、物品賃貸業	不動産	2		
	リース	1		
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	3		
	統括会社	37		
	広告	10		
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	25	2	
生活関連サービス業、娯楽業	飲食・外食	25	2	
教育、学習支援業	旅行業	13	1	
	職業教育	5		
医療、福祉		12		
複合サービス事業		13		
サービス業（他に分類されないもの）	人材派遣・業務請負	1		
	その他のサービス業	16		
公務（他に分類されるものを除く）		6		
区分不明		18		
合計		654	13	

(注) 『賃金センサス』には産業大分類（この表の最左欄の項目）による各産業の管理職数しかない。そこで、次のように推計した。

- ①まず、各産業の「企業規模計」かつ「学歴計」の（管理職数／全従業員数）を年代別、
- ②その比率を各業種の年代別、男女別派遣従業員数（表5の計数）に掛けて、業種別管理
- ③企業規模がすでにわかっている産業や業種（建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、教（出所）『賃金センサス（平成28年賃金構造基本統計調査）』第1巻、第2巻を元に筆者作成。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

年代別・男女別派遣管理職数（2016年）

（単位：人）

30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
男性	女性	男性	女性	男性	女性			
1		1		1		3		3
4	1	6	1	4		14	2	16
2		2		1		5		5
7	1	10	2	6		24	3	27
2		3		2		7		7
1		1		1		3		3
1		2		1		4		4
		1				1		1
1		1		1		3		3
1		2		1		4		4
8	1	12	2	7	1	28	4	32
8	1	12	2	7	1	28	4	32
8	1	11	2	6	1	26	4	30
3		4	1	2		9	1	10
3	1	5	1	3		11	2	13
1		3		2		6		6
2	1	3	1	2		7	2	9
6	1	8	2	5	1	19	4	23
2		2	1	2		6	1	7
1		1		1		3		3
1		1				2		2
1		1		1		3		3
1		2		1		4		4
1		1				2		2
1		2		1		4		4
4	1	6	1	4		15	2	17
2		3	1	2		7	1	8
1		1				2		2
8	2	12	2	7	1	28	5	33
8	2	12	2	7	1	28	5	33
2		3	1	2		7	1	8
4	1	6	1	4		15	2	17
2		2		2		6		6
1		2		1		4		4
5	1	6	1	3		14	2	16
1		1		1		3		3
2		2		1		5		5
2		2		1		5		5
1		1				2		2
1		1		1		3		3
7	1	13	3	8	2	28	6	34
2		3	1	2	1	7	2	9
7	1	8	2	4		21	3	24
7	1	8	2	4		21	3	24
4	1	4	1	2		11	2	13
1		1		1		3		3
2		3	1	2		7	1	8
3	1	5	1	3	1	11	3	14
2		3		2		7		7
1		1		1		3		3
2		3		2		7		7
149	20	209	35	125	10	496	65	561

掲載されておらず、産業中分類（業種）（この表の2列目の項目）ごとの管理職数はわからない

男女別に求めた。

職数を求めた。

育、学習支援業）については、「企業規模計」ではなく、当該企業規模の計数を用いて算出した。

表9 フランスに進出している日系企業の業種

産 業	業 種	企業数
農業、林業	農林水産	1
鉱業、採石業、砂利採取業		1
建設業		4
製造業	食料品	20
	繊維・衣服	7
	化学	32
	医薬品	10
	ゴム製品	3
	ガラス・土石	5
	鉄鋼	2
	非鉄金属	3
	金属製品	5
	機械	39
	電気機器	39
	輸送機器	36
	精密機器	12
	他製造業	17
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	8
情報通信業	通信・放送	7
	情報・システム	18
	映像・音楽	5
運輸業、郵便業	貨物運送	12
	航空	8
	倉庫・物流	12
卸売業、小売業	総合卸売	5
	繊維・衣服卸売	2
	食料品卸売	5
	化学卸売	16
	医薬品卸売	8
	ガラス・土石卸売	1
	鉄鋼・金属卸売	2
	機械卸売	33
	電気機器卸売	34
	輸送機器卸売	9
	精密機器卸売	17
他卸売	7	
	各種商品小売業	5
金融業、保険業	銀行	9
	貸金・信販・カード	2
	投資業等	3
	生命保険、損害保険	3
不動産業、物品賃貸業	不動産	2
	リース	1
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	3
	統括会社	37
	広告	10
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	25
生活関連サービス業、娯楽業	飲食・外食	25
	旅行業	13
教育、学習支援業	職業教育	5
医療、福祉		12
複合サービス事業		13
サービス業（他に分類されないもの）	人材派遣・業務請負	1
	その他のサービス業	16
公務（他に分類されるものを除く）		6
区分不明		18

(注)『賃金センサス』には産業大分類（この表の最左欄の項目）による各産業の管理職の平均賃金はわからない。そこで、次のように推計した。

- ①まず、各産業の「企業規模計」かつ「学歴計」の管理職の平均賃金を年代別、男女別に
- ②各産業の「企業規模計」かつ「学歴計」の全従業員の平均賃金を年代別、男女別に求め
- ③(管理職の平均賃金/全従業員の平均賃金)を求め、その比率を各業種の年代別、男女
- ③企業規模がすでにわかっている産業や業種（建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、教(出所)表8と同じ。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

別・年代別・男女別管理職の賃金（2016年）

（単位：千円）

20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
4,455	4,464	6,466	5,279	7,561	6,602	8,973	6,820
		7,889	9,063	11,182	8,288	11,502	8,548
4,839	4,058	5,748	4,195	7,068	5,098	7,385	5,272
4,325	3,944	6,257	5,163	7,330	5,866	7,120	5,851
4,556	3,661	6,778	5,554	8,540	7,308	10,139	8,178
5,286	6,127	8,285	8,139	10,601	12,468	13,048	13,758
5,040	5,638	7,826	7,648	9,877	11,184	11,875	12,078
4,953	4,438	6,917	5,828	8,144	7,395	9,298	8,410
4,797	4,282	7,236	6,001	9,052	7,362	10,781	8,693
4,598	4,123	6,534	5,777	7,633	7,290	8,489	7,891
5,261	4,414	7,961	7,009	10,112	9,620	11,968	11,727
4,845	3,946	6,342	5,641	7,663	7,012	8,839	8,043
5,072	4,513	6,634	6,482	7,658	8,648	9,983	10,003
5,073	4,554	7,531	5,825	9,668	7,413	11,256	8,585
5,255	4,909	7,934	7,151	9,934	9,809	11,479	11,715
4,947	4,413	7,617	5,923	9,442	8,658	11,468	10,098
4,881	4,804	7,389	6,140	9,168	8,522	10,557	8,917
		8,945	7,185	9,453	9,215	9,886	9,028
5,687	5,230	7,891	6,347	10,009	7,290	9,419	8,018
6,033	6,022	8,244	7,046	9,468	8,225	10,450	9,047
4,964	5,094	7,435	6,449	9,483	8,787	10,838	10,966
5,015	5,422	5,981	4,981	7,126	5,672	7,787	6,163
6,227	6,440	12,079	8,492	22,632	14,342	22,545	16,779
4,954	5,918	6,066	5,868	8,064	6,740	8,500	5,638
8,601	7,995	14,516	10,531	17,516	12,049	19,513	14,743
4,533	3,698	6,934	4,829	8,897	6,527	9,120	7,345
4,684	4,662	6,030	5,552	7,250	6,365	8,155	6,602
5,425	4,841	8,009	6,249	9,800	7,875	11,349	9,353
5,703	5,585	8,491	7,031	10,857	8,797	12,144	10,097
5,516	4,874	8,314	6,245	10,149	8,047	11,600	9,615
5,272	4,786	7,502	6,255	9,219	7,589	10,929	8,915
5,743	5,207	7,665	6,577	10,007	8,613	12,093	10,990
5,702	5,178	7,623	6,536	9,927	8,563	11,969	10,872
5,921	5,297	7,806	6,714	10,411	8,824	12,662	11,589
5,518	5,094	7,486	6,403	9,495	8,346	11,374	10,231
5,201	5,041	7,457	6,405	9,437	7,945	10,678	8,650
4,263	4,093	5,747	4,775	6,943	5,404	7,717	5,233
6,158	5,046	9,549	7,573	11,516	8,663	11,391	8,561
5,566	5,344	7,332	7,023	9,126	8,919	9,237	8,453
7,815	6,605	13,796	10,791	17,028	12,496	16,035	14,270
7,702	4,632	10,249	5,910	12,555	6,415	11,470	7,520
7,593	5,170	9,129	6,418	10,639	9,577	12,190	7,052
5,953	4,442	6,229	5,645	8,049	6,941	9,468	6,589
5,585	4,873	7,337	6,925	9,065	7,813	10,485	11,037
7,347	5,383	9,501	8,639	12,655	9,015	11,154	10,312
8,625	5,864	13,722	8,866	17,199	16,250	17,437	20,005
4,269	4,009	5,420	5,527	6,971	6,288	8,307	6,381
4,170	3,726	4,907	4,124	5,466	4,747	6,367	5,202
5,045	4,383	6,822	5,711	8,085	7,109	9,152	7,958
3,621	3,936	4,951	4,688	6,767	5,907	7,645	5,333
4,736	4,245	6,862	5,845	10,305	7,132	12,726	7,352
4,524	4,638	5,626	5,112	6,613	5,655	7,360	6,016
4,729	3,760	5,034	4,450	5,426	5,461	5,993	5,389
5,287	4,320	6,183	5,368	7,412	6,006	6,991	5,385
5,108	4,300	5,959	5,350	7,047	5,991	6,842	5,427
5,108	4,300	5,959	5,350	7,047	5,991	6,842	5,427

賃金しか掲載されておらず、産業中分類（業種）（この表の2列目の項目）ごとの管理職の平均賃金を求めた。

た。別平均賃金（表6の計数）に掛けて、業種別の管理職の平均賃金を求めた。育、学習支援業）については、当該企業規模の管理職の平均賃金をそのまま利用した。

表10 フランスの日系企業の社

産 業	業 種	企業数	20歳代		30歳代	
			男性	女性	男性	女性
農業、林業	農林水産	1	1,992		2,553	1,782
鉱業、採石業、砂利採取業		1	2,271		2,603	2,420
建設業		4	7,902	1,793	13,849	5,831
製造業	食料品	20	40,622	13,175	73,791	25,206
	繊維・衣服	7	14,260	4,584	28,220	9,374
	化学	32	78,775	30,150	139,076	58,885
	医薬品	10	22,544	9,415	42,374	17,681
	ゴム製品	3	6,646	1,853	11,635	3,935
	ガラス・土石	5	10,725	3,575	20,158	6,076
	鉄鋼	2	4,113	1,721	7,706	1,950
	非鉄金属	3	7,059	1,843	12,738	4,732
	金属製品	5	10,835	3,294	18,601	7,617
	機械	39	93,735	28,262	147,693	60,098
	電気機器	39	93,749	28,519	159,788	54,008
	輸送機器	36	87,704	28,686	153,676	61,461
	精密機器	12	28,763	9,211	51,195	15,998
	他製造業	17	39,292	14,042	66,810	25,828
電気・ガス・熱供給・水道業	ガス業	8	20,066	7,435	41,208	17,235
情報通信業	通信・放送	7	16,054	5,774	31,636	13,224
	情報・システム	18	46,215	15,510	82,630	32,337
	映像・音楽	5	10,005	3,749	21,943	7,432
運輸業、郵便業	貨物運送	12	26,935	7,744	42,877	12,507
	航空	8	20,160	5,518	46,437	15,433
	倉庫・物流	12	26,599	8,450	43,220	14,734
卸売業、小売業	総合卸売	5	15,556	5,643	36,023	9,875
	繊維・衣服卸売	2	3,822	1,438	9,314	1,810
	食料品卸売	5	9,872	3,624	18,742	8,323
	化学卸売	16	39,663	11,290	71,429	26,701
	医薬品卸売	8	19,236	6,514	37,154	15,333
	ガラス・土石卸売	1	2,326		3,116	2,341
	鉄鋼・金属卸売	2	4,445	1,860	9,811	2,345
	機械卸売	33	83,162	26,318	141,720	58,562
	電気機器卸売	34	84,966	26,168	147,099	58,305
	輸送機器卸売	9	22,297	6,179	38,097	14,933
	精密機器卸売	17	42,668	13,860	71,233	29,755
	他卸売	7	15,348	5,878	31,163	12,005
	各種商品小売業	5	8,986	3,182	18,218	7,160
金融業、保険業	銀行	9	21,510	5,990	50,468	16,815
	貸金・信販・カード	2	4,320	2,114	9,844	2,499
	投資業等	3	8,338	2,543	23,026	6,522
	生命保険、損害保険	3	8,263	1,833	18,214	4,265
不動産業、物品賃貸業	不動産	2	4,985	1,944	10,995	2,239
	リース	1	1,979		2,544	1,968
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	3	6,620	2,219	12,259	5,030
	統括会社	37	102,805	34,327	178,346	75,931
	広告	10	29,886	10,304	66,907	20,425
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	25	43,739	15,276	84,437	34,031
	飲食・外食	25	42,743	14,197	76,465	25,384
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業	13	26,760	8,239	50,282	19,576
教育、学習支援業	職業教育	5	9,179	3,553	18,658	6,731
医療、福祉		12	27,765	9,864	48,062	18,537
複合サービス事業		13	24,164	8,023	43,921	17,600
サービス業（他に分類されないもの）	人材派遣・業務請負	1	1,719		1,934	1,464
	その他のサービス業	16	32,676	9,359	54,101	19,432
公務（他に分類されるものを除く）		6	11,141	3,104	19,210	7,042
区分不明		18	35,279	10,865	59,031	21,126
合 計		654	1,513,241	490,016	2,724,238	1,029,850
割 合			13.3	4.3	23.9	9.0

(出所) 筆者作成。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

会保険料負担軽減額（2016年）

（単位：千円、％）

40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計	割合	
男性	女性	男性	女性					
2,808	1,901			7,353	3,683	11,036	0.1	
2,916	2,060			7,789	4,479	12,268	0.1	
12,656	6,408	6,871	1,940	41,278	15,971	57,249	0.5	
64,259	24,600	33,352	8,965	212,024	71,945	283,969	34.4	
23,706	10,516	14,765	4,176	80,951	28,649	109,600		
135,894	72,073	81,837	27,436	435,582	188,544	624,127		
37,689	20,182	22,803	8,423	125,410	55,701	181,111		
10,010	4,258	7,636	2,147	35,927	12,193	48,120		
18,379	6,359	12,400	2,219	61,662	18,229	79,892		
6,760	2,099	2,951	2,015	21,530	7,785	29,315		
11,646	5,262	9,531	2,757	40,973	14,594	55,568		
16,383	6,055	10,393	2,054	56,213	19,021	75,233		
126,561	67,148	73,579	29,297	441,568	184,804	626,372		
148,499	60,048	89,635	25,554	491,670	168,129	659,800		
139,885	67,078	81,741	32,279	463,007	189,505	652,511		
44,360	21,217	25,968	10,096	150,286	56,522	206,808		
63,832	30,826	36,628	11,382	206,561	82,079	288,640		
36,957	15,520	19,439	6,555	117,670	46,745	164,414	1.4	
30,447	13,923	17,170	5,247	95,306	38,168	133,474	5.1	
79,094	35,540	46,437	15,515	254,376	98,902	353,279		
20,703	9,938	15,080	3,192	67,733	24,312	92,044		
32,051	13,467	16,843	7,065	118,706	40,783	159,489	4.6	
51,376	21,665	22,788	7,878	140,761	50,495	191,255		
34,572	16,004	17,791	6,460	122,181	45,649	167,830		
33,355	10,146	20,829	3,920	105,764	29,584	135,348		
7,857	2,226	3,305	2,380	24,298	7,853	32,151	24.0	
16,495	6,512	10,362	2,139	55,471	20,599	76,070		
67,132	29,646	42,587	13,890	220,811	81,527	302,338		
36,250	17,928	20,337	5,827	112,976	45,602	158,578		
3,773	2,617			9,215	4,958	14,173		
8,063	2,529	3,910	2,698	26,229	9,432	35,661		
143,811	62,639	87,787	32,491	456,481	180,011	636,492		
146,683	65,120	87,073	32,254	465,821	181,847	647,668		
38,962	17,967	25,376	9,553	124,732	48,633	173,366		
72,775	33,388	42,667	14,684	229,343	91,688	321,031		
27,735	12,986	18,401	5,300	92,646	36,169	128,815		
16,023	5,528	9,979	1,696	53,207	17,565	70,772		
48,991	18,034	25,823	7,972	146,792	48,811	195,603		3.4
8,666	2,834	4,899	2,637	27,728	10,084	37,812		
22,463	7,375	13,207	3,870	67,034	20,311	87,345		
17,512	4,504	10,069	2,465	54,059	13,066	67,125		
9,067	2,689	3,972	2,298	29,018	9,169	38,187	0.4	
3,000	2,082			7,522	4,050	11,572		
11,067	5,073	9,070	3,147	39,016	15,469	54,485	9.7	
187,110	73,244	91,972	36,352	560,233	219,854	780,087		
62,012	32,620	32,804	18,301	191,609	81,650	273,259		
79,376	37,520	42,580	13,084	250,132	99,912	350,044	5.7	
66,910	28,326	35,911	10,669	222,030	78,577	300,606		
42,588	20,922	23,427	9,124	143,058	57,861	200,919	1.8	
16,414	7,829	11,787	2,524	56,038	20,637	76,675	0.7	
44,680	21,116	27,963	10,098	148,470	59,615	208,086	1.8	
39,999	19,086	23,569	8,781	131,652	53,491	185,143	1.6	
1,941	1,623			5,595	3,087	8,682	1.9	
44,452	19,632	23,627	8,148	154,855	56,572	211,427		
16,029	7,119	8,063	3,284	54,442	20,550	74,992		0.7
50,578	21,357	25,457	8,211	170,346	61,559	231,904	2.0	
2,543,212	1,136,366	1,452,449	500,450	8,233,140	3,156,682	11,389,822	100.0	
22.3	10.0	12.8	4.4	72.3	27.7	100.0		

筆者は同様の手法で、引き続き他の国(社会保障協定の締結国も非締結国も)についても社会保険料負担軽減額(社会保障協定締結国)または社会保険料負担額(社会保障協定非締結国)を推計したいと考えている。フランスにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費(「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」(課題番号 26380375))による研究成果の一部である。

参考文献

- 植村真行(2019)「社会保障協定の意義と今後の課題—日・中社会保障協定の締結を踏まえて—」『立法と調査』No. 414, 111-123 ページ。
- 笠木映里(2016)「フランスの年金制度」『年金と経済』第 35 巻第 1 号(通巻第 135 号) 123-125 ページ。
- 加藤智章(1999)「年金制度」藤井良治・塩野谷祐一[編]『先進諸国の社会保障制度 6 フランス』東京大学出版会, 127-144 ページ。
- 厚生労働省[編](2017)『世界の厚生労働(2017) 2016 年海外情勢報告』情報印刷。
- 厚生労働省政策統括官(統計・情報制作担当)編(2017)『賃金センサス(平成 28 年賃金構造基本統計調査)』(全 5 巻)労働法令, 2017 年 7 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016(国別編)』第 6654 号, 東洋経済新報社, 2016 年 4 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016(会社別編)』第 6661 号, 東洋経済新報社, 2016 年 5 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)』第 6721 号, 東洋経済新報社, 2017 年 4 月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(会社別編)』第 6727 号, 東洋経済新報社, 2017 年 5 月。
- 嵩さやか(2007)「フランス年金制度の現状と課題」『海外社会保障研究』No. 161, 37-49 ページ。
- 御船洋(2010)「社会保障の国際的調整—社会保障協定の現状と課題—」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部, 31-66 ページ。

社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計

- (2018a)「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証 — ドイツの日系企業の場合」『商学論纂』第 59 巻第 3・4 号, 539-573 ページ。
- (2018b)「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計 — イタリアの日系企業の場合 —」『企業研究』第 33 号, 57-77 ページ。
- (2019a)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証 — オランダの日系企業の場合 —」『企業研究』第 34 号, 1-23 ページ。
- (2019b)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計 — ベルギーの日系企業の場合 —」『商学論纂』第 60 巻第 5・6 号, 221-250 ページ。
- (2019c)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証 — ルクセンブルクの日系企業の場合 —」『企業研究』第 35 号, 1-20 ページ。
- (2019d)「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計 — アイルランドの日系企業の場合 —」『商学論纂』第 61 巻第 1・2 号, 271-304 ページ。
- (2020a)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証 — ハンガリーの日系企業の場合 —」『企業研究』第 36 号, 1-20 ページ。
- (2020b)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計 — スイスの日系企業の場合 —」『商学論纂』第 61 巻第 5・6 号, 481-523 ページ。
- (2020c)「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証 — チェコの日系企業の場合 —」『企業研究』第 37 号, 1-19 ページ。
- (2020d)「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計 — スペインの日系企業の場合 —」『商学論纂』第 62 巻第 3・4 号, 151-180 ページ。

参考資料 (URL)

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 (平成 29 年要約版)」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html)

(2020 年 10 月 22 日最終閲覧)

厚生労働省「海外の年金制度」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shogaikoku.html>)

(2020 年 10 月 22 日最終閲覧)

(社)日本経済団体連合会・(社)日本在外企業協会・(社)日本貿易会 (2006)「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算 (アンケートより)」

(<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryo.pdf>)

(2020 年 10 月 22 日最終閲覧)

日本年金機構「社会保障協定」

(<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>) (2020 年 10 月 22 日最終閲覧)

労働政策研究・研修機構 (2016)「データブック国際労働比較 2016」

(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2016/05>)

(2020 年 10 月 22 日最終閲覧)

Social Security Administration, Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2016.

(<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2016-2017/europe/index.html>)

(2020 年 10 月 22 日最終閲覧)